

# 岐阜県公報

第二千五百三十八号  
平成二十六年四月十八日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更 (新産業振興課) 二四五
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 二四六
- 解除予定保安林とする旨の通知 (同) 二五四
- 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知 (同) 二五四
- 道路の供用開始 (道路維持課) 二五五
- 保安林の指定 (下呂農林事務所) 二五五

### 公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 二五六
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (建設政策課) 二五六
- 基本測量の終了 (用地課) 二五七
- 公共測量の終了 (同) 二五七
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 二五九
- 落札者等に関する公示 (出納管理課) 二六一
- 土地改良区の定款の変更認可 (西濃農林事務所) 二六一
- 土砂災害警戒区域の指定解除中訂正 (砂防課) 二六一

### 正誤

(砂防課) 二六一

## 告示

岐阜県告示第三百六十三号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のように変更があったので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限	
			変更前	変更後
株式会社光製作所	羽島郡笠松町中野二四八番地の三	平成二五・三・三三	平成二六・三・三三	平成二七・三・三三
榎本ビーエー株式会社	各務原市蘇原奥亜町五丁目一〇番地	同	同	同
株式会社加藤製作所	各務原市各務東町五丁目八二番地の二〇	同	同	同
今井航空機器工業株式会社	各務原市金属団地二二八番地	同	同	同
ナフテスコ株式会社	東京都千代田区平河町二丁目七番九号	平成二五・三・三〇	同	同
旭金属工業株式会社	京都府京都市上京区下立売通智恵光院西入下丸屋町五〇三番地	同	同	同

メイラ株式会社	愛知県名古屋市中村区椿町一七番一五号	平成二六・二二四	同	平成二六・三三三
偕行産業株式会社	可児市姫ヶ丘二丁目一〇番	同	同	同
株式会社ヤシマ	各務原市蘇原北山町一丁目一五番六	同	同	同

岐阜県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
関市富之保字雁曾礼外輪七四六三の九八、七四六三の九九
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字雁曾礼外輪七四六三の九八・七四六三の九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）  
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
本巣市根尾小鹿字瀬戸倉六九一の三、根尾奥谷字翁洞一〇二、字芋洞四八五、四八八の一、字宮ノ谷四九六、四九八、四九九、五〇五、根尾板所字兎谷五の一一八、五の一一九、字溝田六の三五、六の三七から六の五〇まで、六の五三から六の五八まで、字黒山七の二八、七の二九、七の三一から七の三四まで、七の四六、七の五〇、七の五一、七の五六、七の五七、七の六〇、七の六四、七の六五、七の六七
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 岐阜県告示第三百六十六号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町市島字大啼二四一五の三、二四一五の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町市島字大啼二四二一の一（次の図に示す部分に限る。）、二四一八地先・

二四二二地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、二四一八、二四二〇の二、字野口洞二七三三の三の二、二七三三の一九、二七三三の三三、二七三三の二四

二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字則重八三七の二、八三八の一から八三八の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町牧字志ノ脇九六八の一、九六八の二、九六九、九七〇、字タバタ九七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字則重八三五の一、八三八の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町向小駄良字大藤路二二五三の一〇二、二二五三の四三八、二二五三の四四八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市白鳥町中西字友三 二八二の一、二八二の四、三〇七の一

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市高鷲町西洞字神中三一四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市乗政字唐谷二一七九の一、二一九九から二二〇三まで、二二〇四の一、字米野二三八二(次の図に示す部分に限る。)、二二七六、二二七七の一、二二八三、字野瀬谷二三八四、二二八五、萩原町上村字竹之上二から六まで、二四、二八、萩原町花池字夏焼平七三八の一、七三九、萩原町中呂字カクラ山一四三三の六、一四三三の一三、一四三三の二一から一四三三の二三まで

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町中呂字大洞山一四二三の六四から一四二三の七一まで、字カクラ山一四二九の二四から一四二九の二九まで、一四三二の六三、一四三二の六四、一四三二の六六、一四三二の二一、一四三二の七から一四三二の一まで、金山町福来字松葉一七六から二七八まで、二八三、二八八、三〇七、三二五、三三四、三三六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町中呂字カクラ山一四三二の一三二、一四三二の一七四、一四三二の九〇、字タヤノ平一四五〇の一三、萩原町羽根字杉ノ上三〇〇四、字大洞三〇三七の七五、三〇三七の八一、三〇三七の一四六、三〇三七の一四七、三〇三七の一四九、三〇三七の一五〇、三〇三七の一五三、萩原町跡津字河戸洞一四九四、一四九六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町桜洞字がん田一七三三の二三五、小坂町大垣内字滝ヶ野一六七三の二、一六九九の一、字峠一八七〇の六、字セツ谷一八九六の三〇、一八九六の三一、一八九六の八七、一八九六の一〇六、一八九六の一〇七、字コフトチ一九〇二の一、一九〇二の四、一九〇二の一八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬数河字神原平一七三三の二、一七三三の四、一七三四、一七三六、一七四〇から一七四四まで、一七四六の一から一七四六の二二まで、一七四八から一七五〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬西村字道ヶ洞山四五五の二四（次の図に示す部分に限る。）、四三一から四三八まで、四四六の三、四五四、四五五の一三、四五五の一八、四五五の二〇から四五五の二三まで、四五五の二五から四五五の二七まで、四五五の三一、字とどめき一〇二六の三一（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇四、一〇二一、一〇二二、一〇二六の二〇から一〇二六の二三まで、一〇二六の三〇、一〇二六の三一、一〇二六の三三、一〇二六の三三

- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字東光坊一八の一・一八の三・二〇の三・二〇の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一八の一地先（次の図に示す部分に限る。）、字芝間二二・二三の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字シスガ洞三七〇の一、三七〇の五（次の図に示す部分に限る。）、字山之上三七四の五・三七六の

一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七五の二、三七九の一  
二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- （一） 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町錦織字藤内洞一六八八の七九  
二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- （一） 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。



(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町上佐見字中野山三八五〇の一、三八五〇の二、三八五二の一、三八五

一の一、三八五二の一、三八五三の一、三八五四の一、三八五六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字赤原六九〇四、六九〇七、六九一二、六九一四から六九一八ま

で

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村越原字手掛岩一三二〇の一から一三二〇の一の四まで、一三

〇の三から一三二〇の六まで、一三二四の一、一三二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町御嵩字長岡二二二の一・二二二の二・二二三・二九三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字長岡裏二七六七・二七七五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七五九の二、二七五九の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市串原字白張二四七三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

県道 見国 座府 線	道の 種類 路 線 名 区 間	延 長 メ ー ト ル の 期 日 備 考 の 日 決 定 の 日 又 は 変 更 の 日 告 示 の 日 月 日 ( ほ か )	二五・一 平 成 二 六 ・ 三 ・ 三 五	二四・九・一六 平 成	<p>養老郡養老町養老公園字滝谷二二九四の二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</li> <li>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ol> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>岐阜県告示第三百八十八号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十六年四月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十六年四月十八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
					<p>岐阜県告示第三百八十九号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。 平成二十六年四月十八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 保安林の所在場所 下呂市萩原町大ケ洞字向林七五八の二九、七五八の二</li> <li>二 指定の目的 落石の危険の防止</li> <li>三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)</li> </ol>

高山市国府町八日町字馬道一 八四〇番三地从先から 同 市同 字六郎谷 一八六八番一五三地从先まで	二七・七	平 成 二 六 ・ 三 ・ 三 五	平 成 二 四 ・ 九 ・ 一 六
---	------	---	---

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人学童クラブキッズハウスぎふ

三代 表 者 の 氏 名 柴田 尚

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良三〇八九番地四八

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県を中心とした住民に対して、留守家庭児童会に関する事業を行い、女性が安心して出産をし、育児をしながら働きやすい環境を整え、児童の健全な育成を図ることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年三月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あきの里

三代 表 者 の 氏 名 西尾 勝彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市阿木三四一四番地の三

五 定款に記載された目的 この法人は、非営利、協同労働の事業に関心をもつ人々によって、ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢

者、障害者とそのご家族に対し、地域生活支援に関する事業を行い、共に共生する街づくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業業
平成二十六年二月十七日	ひらかわ建設 株式会社	代表取締役 中田 十美男	飛騨市神岡町 殿二二六七 二	般二十三 九六九三	内装仕上工業業
平成二十六年二月二十七日	ひらかわ建設 株式会社	平川裕二	各務原市蘇原 新栄町一 二 八二〇一	般二十一 一〇二二三 八	とび・土工工業業
平成二十六年二月二十八日	野木建設 株式会社	代表取締役 白木 康之	岐阜市折立四 四二番地一	特二十三 一三六六	建築工業業
平成二十六年三月六日	青山工業 株式会社	青山誠治	可児市中恵土 二二七一番地	般二十四 三五七九	建築及び鋼構造物 工業業
平成二十六年三月六日	伴野電気 商会	伴野文雄	羽島郡笠松町 県町五〇一 番地	般二十四 八一〇九	電気工業業
平成二十六年三月六日	株式会社 松永組	代表取締役 松永 浩昌	羽島市下中町 市之枝一丁目 一二七番地	般二十三 一三三〇四	管工業業

平成二十六年三月二十日	種田鉄工所	種田幸孝	羽島郡岐南町伏屋三一七	般二十四一〇二五四	建築、とび・土工及び鋼構造物工業
平成二十六年三月十二日	有限会社長八総建	代表取締役 實廣 隆章	関市弥生町四丁目一二	般二十四三五〇三一	土木及びとび・土工事業
平成二十六年三月十三日	有限会社互倅建設	代表取締役 澤透	岐阜市近島四丁目一番一号	般二十二一〇二五一	とび・土工事業
平成二十六年三月十七日	美山建設株式会社	代表取締役 久保 正彦	山県市柿野四七	般二十二一五一九	管工事業
平成二十六年三月十九日	株式会社コウケン設備産業	代表取締役 柘植 健二	可児市桜ヶ丘六一一九	般二十一五〇三八	土木、建築、管及び水道施設工事業
平成二十六年三月二十日	山村砕石株式会社	代表取締役 山村 栄司	揖斐郡大野町大字黒野五四八	般二十二一五四九三	造園工事業
平成二十六年三月二十四日	袴建設株式会社	代表取締役 大西 秀哉	郡上市白鳥町向小駄良一〇二六番地一	般二十三一一三三三	石及び水道施設工事業
平成二十六年三月二十八日	有限会社椎葉組	代表取締役 椎葉 征男	岐阜市西河渡一丁目三八番地の一	般二十一三三二四八	大工工事業

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

- 二 国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
- 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 三 作業期間
- 平成二十五年六月二十八日から
- 同 二十六年三月三十一日まで
- 四 作業地域
- 県内全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
- 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所
- 二 作業種類
- 公共測量（空中写真測量）
- 三 作業期間
- 平成二十五年十一月二十二日から
- 同 二十六年三月二十日まで
- 四 作業地域
- 高山市、飛騨市及び下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量(用地測量)

三 作業期間

平成二十五年七月二十五日から

同 二十六年三月十四日まで

四 作業地域

岐阜市大字加野字大蔵山及び加野四丁目地内

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中津川市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

中津川市

二 作業種類

公共測量(数値地形図作成及び修正)

三 作業期間

平成二十五年五月十日から

同 二十六年三月二十五日まで

四 作業地域

中津川市(山間部を除く。)

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により土岐市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

土岐市

二 作業種類

公共測量(土岐市都市計画図更新)

三 作業期間

平成二十五年五月二十七日から

同 二十六年三月二十八日まで

四 作業地域

土岐市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量(修正測量)

<p>九 同 二五・一〇・一五</p> <p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>
<p>同 二五・一〇・一五</p> <p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>
<p>同 二五・一〇・一五</p> <p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>
<p>同 二五・一〇・一五</p> <p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>
<p>同 二五・一〇・一五</p> <p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>
<p>同 二五・一〇・一五</p> <p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>	<p>同 二五・一一・六</p> <p>同 二六・二二・二七</p>

三 作業期間  
平成二十五年十月二十五日から  
同 二十六年三月二十五日まで

四 作業地域  
瑞穂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量（数値地図修正）

三 作業期間

平成二十五年五月十五日から  
同 二十六年二月二十八日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>同 岐西建築第九四号の二 同 二五・一一・二九</p>	<p>同 市野白新田字宮前二八〇番一及び 二八一番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>瑞穂市馬場上光町三丁目五番地一 株式会社ラーシ不動産 代表取締役 岩 田 忍</p>
<p>同 岐西建築第九九号の四 同 二六・一・一五</p>	<p>海津市海津町高須字前並五〇九番一、 五一〇番から五一一番まで及び五二三 番一</p>	<p>道路、 緑地</p>	<p>同</p>	<p>海津市海津町高須五一五番地 海津市長 松 永 清 彦</p>
<p>同 西建築第七四号の七 同 二五・三・二七 同 岐西建築第一〇〇 号の四〇 同 二六・三・四</p>	<p>揖斐郡池田町片山字南高野二九五番一 一外二四筆 (既存部分) 同 郡同 町同 字同 二九五七番 一外七筆</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>揖斐郡池田町片山二九五七番の一 株式会社タニサケ 代表取締役 谷 酒 晃</p>
<p>同 岐建築第二九号の三 同 二五・二・六</p>	<p>本巣郡北方町高屋分木二丁目二〇番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>本巣郡北方町北方一三三三番地の五 北方町長 室 戸 英 夫</p>
<p>同 中建築第六五号の七 同 二四・七・九 同 中建築第六三号の 二 同 二六・一・三一</p>	<p>関市東山三三番一の一部及び四五番一</p>	<p>道路、公園 下水道</p>	<p>同</p>	<p>下呂市金山町金山三二五六番地の一 有限会社 サンワ開発 代表取締役 長谷川 康</p>
<p>同 東建築第六八号の七 同 二四・三・三〇 同 東建築第七九号の 二 同 二五・九・四 同 東建築第七九号の 四 同 二六・二・二二</p>	<p>土岐市妻木町字西山三三四六番一九の 一部外一筆(第一工区)</p>	<p>消防の用に 供する貯水 施設</p>	<p>同</p>	<p>愛知県刈谷市豊田町一丁目一番地 トヨタ紡織株式会社 取締役社長 豊 田 周 平</p>
<p>同 飛建築第四四号 平成二三・三・一四 同 飛建築第二四号 同 二三・四・二〇 同 飛建築第一四号の 二 同 二三・九・二八 同 飛建築第二四号の 三 同 二四・三・一六</p>	<p>岐阜県下呂市森字藤ヶ野二〇二三番一 外一五〇筆</p>	<p>緑地</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県下呂市幸田一一六二 地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院 理事長 山 森 積 雄</p>



同飛建築第一〇八号  
同二六・二・二八

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 善

- 1 調達物品等の名称及び数量 用紙類の購入（単価契約）
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成26年3月19日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 大垣市築捨町四丁目63番地の1  
株式会社タカハシ  
代表取締役 竹下 邦彦
- 6 契約金額 28,048,686円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
  - (1) 部署の名称 岐阜県出納事務局出納管理課
  - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

岐阜県知事 古田 善

土地改良区名	垂井町土地改良区
認可年月日	平成二六・四・九

正 誤

（原稿誤り）  
平成二十六年三月二十八日号外（一）土砂災害警戒区域の指定解除（岐阜県告示第百四十五号）二十頁下段の表中「田押河2」は、「口押河2」の誤り。

平成二十六年四月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社